ElringKlinger AG
Dettingen/Erms Max-Eyth-Straße 2
メールアドレス:
det.iam.sdb@elringklinger.com

発行日:
改訂日:2015 年 06 月 30 日
優先日:2014 年 04 月 08 日
バージョン:2.0

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

商品名	:	CURIL
物質名称	:	CURIL
供給者の会社名称	:	ElringKlinger AG
郵便番号	:	72581
市区町村	:	Dettingen/Erms
住所 1	:	Max-Eyth-Straße 2
メールアドレス	:	det.iam.sdb@elringklinger.com
推奨用途	:	接着剤, 密封材

2. 危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理的危険性	:	爆発物 区分外
	:	エアゾール 分類対象外
	:	引火性液体 区分 2
	:	自己反応性化学品 区分外
	:	自然発火性液体 区分外
	:	自己発熱性化学品 区分外
	:	水反応可燃性化学品 区分外
	:	酸化性液体 区分外
	:	有機過酸化物 区分外
	:	金属腐食性物質 区分外
健康有害性	:	急性毒性(経口) 区分外
	:	急性毒性(経皮) 区分外
	:	急性毒性(吸入：蒸気) 区分外
	:	皮膚腐食性又は皮膚刺激性 区分外
	:	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2
	:	呼吸器感作性 区分外
	:	皮膚感作性 区分外
	:	生殖細胞変異原性 区分外
	:	発がん性 区分 1A
	:	生殖毒性 区分 1A
	:	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 2
	:	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(気道刺激性)
	:	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(麻酔作用)
	:	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1
	:	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 2
	:	吸引性呼吸器有害性 区分外
環境有害性	:	水生環境有害性(急性) 区分 3
	:	水生環境有害性(長期間) 区分 3
	:	オゾン層への有害性 区分外

絵表示
(GHS-JP)

GHS02

GHS07

GHS08

注意喚起語 (GHS-JP) : 危険

危険有害性情報 (GHS-JP) : 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
強い眼刺激 (H319)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
眠気やめまいのおそれ (H336)
発がんのおそれ (H350)
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
臓器の障害のおそれ (呼吸器系, 中枢神経系, 肝臓, 腎臓) (H371)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (肝臓) (H372)
長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器系, 神経系, 中枢神経系) (H373)
長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き
医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。 (P101)
子供の手の届かないところに置くこと。 (P102)

[安全対策] : 使用前に取扱説明書を入手すること。 (P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 (P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 (P210)
蒸気, スプレー の吸入を避けること。 (P261)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 (P272)
適切な保護手袋/保護眼鏡/保護面を 着用すること。 (P280)

[救急措置] : 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。 (P302+P352)
ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断／手当てを受けること。 (P308+P313)
皮膚に付着した場合、皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 (P333+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 (P362+P364)

[保管] : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 (P403+P235)

[廃棄] : 内容物/容器を 認可を受けている廃棄物処理プラント に廃棄すること。 (P501)

3. 組成及び成分情報

製品情報 : 混合物

名前	濃度	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
エチルアルコール臭 ()	10 - 25%	C2H6O			64-17-5
酢酸エチル ()	20 - 25%	C4H8O2			141-78-6
キシレン ()	< 5%	C8H10			1330-20-7
4-t-ブチルフェノール ()	< 1%	C10H14O			98-54-4

石英 ()	0,1 - 0,5%	Si02			14808-60-7

4. 応急処置法

吸入した場合 : 被災者を汚染エリアから新鮮な空気のある場所に移動させる。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服や靴をすべて脱がせる。
水と石鹸で洗浄する。
発赤や炎症が見られる場合、医師を呼ぶ。

眼に入った場合 : まぶたをよく開かせて、直ちに十分に水ですすぐ(15 分間以上)。
たとえ急性の症状がなくても、直ちに眼科医を呼ぶ。

飲み込んだ場合 : 口内を水ですすぐ。
直ちに医師の診察を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合 : 眠気やめまいのおそれ

症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 肌の乾燥

症状/損傷 目に入った場合 : 刺激性

5. 火災時の措置

適した消火剤 : 二酸化炭素 (CO2),泡消火剤,粉末,水噴霧

火災時特有の危険有害性 : 引火性の高い液体及び蒸気

火災時の危険有害性分解生成物 : 炭素酸化物(CO、CO2)
酸化窒素

消火方法 : 熱にさらされた容器を水噴霧で冷却する。

消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器
完全防護服

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

応急処置 : 皮膚、眼との接触を避ける。
蒸気を呼吸してはいけません
大量に排出した場合：
出動は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。

保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第 8 項の「暴露制御/個人保護」を参照

環境に対する注意事項 : 製品を環境中に放出しない。

封じ込め及び浄化方法及び機材

封じ込め方法 : 液漏れ：砂、土、バーミキュライトに吸い込ませる。
ラベルを貼った容器に密閉し、安全に廃棄する。

浄化方法 : 残留液体は大量の水で洗浄する。

その他の情報 : 現行の法規制に従って、汚染物質を廃棄する

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

衛生対策	：	作業場で、飲んだり、食べたり、あるいは喫煙しない。 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件	：	容器を厳重に密閉し、乾燥状態で保管すること。 強い熱、および直射日光から保護する。 発火源から離す。 静電気の負荷の蓄積を避けてください
技術的対策	：	コンテナや搬送システムが破砕した場合、排水溝や水路への流入を避けるよう、あらゆる措置を取る。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	：	作業所の十分な換気を確保する。 放出箇所で蒸気を捕捉
呼吸用保護具	：	フィルター付きの呼吸器具 A/P3 (EN141)
手の保護具	：	ブチルゴム製の保護手袋 (EN374) 破過時間：メーカーの推奨時間を参照
眼の保護具	：	安全メガネ (EN166)
皮膚及び身体の保護具	：	完全防護服 (EN13034)

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	：	液体
外観	：	粘性
色	：	赤褐色
臭い	：	溶剤
沸点	：	76 ° C
引火点	：	-1 ° C
燃焼性（固体、ガス）	：	非該当
爆発限界（vol %）	：	2,1 - 15 vol %
蒸気圧	：	79 hPa (20 ° C) (EN 13016-1)
自然発火温度	：	340 ° C
動的粘度		2000 - 4000 mPa.s
密度	：	≈ 1 g/cm³ (20 ° C)

10. 安定性及び反応性

反応性	：	引火性の高い液体及び蒸気
化学的安定性	：	常温、および通常の作業条件下で安定
危険有害反応可能性	：	高温で分解され、有毒ガスを放出する可能性がある。
避けるべき条件	：	高い温度,炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。,静電気の負荷の蓄積を避ける。
危険有害な分解生成物	：	通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

眼に対する重篤な損傷又は刺激性	：	強い眼刺激

発がん性	：	発がんのおそれ
生殖毒性	：	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	：	呼吸器への刺激のおそれ．臓器の障害のおそれ（呼吸器系，中枢神経系，肝臓，腎臓）．眠気やめまいのおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	：	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（肝臓）．長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害のおそれ（呼吸器系，神経系，中枢神経系）．

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)	：	水生生物に有害
水生環境有害性(長期間)	：	長期継続的影響によって水生生物に有害
生態毒性	：	長期継続的影響によって水生生物に有害

13. 廃棄上の注意

廃棄方法	：	排水溝や河川へ廃棄してはならない。 現地法の基準に従って廃棄する

14. 輸送情報

国際規制

道路輸送

国連番号（ADR）	：	1866
品名（ADR）	：	樹脂液
容器等級(ADR)	：	II
危険物輸送分類（ADR）	：	3
危険物ﾗﾍﾞﾙ（ADR）	：	3
	：	
Class（ADR）	：	3
分類コード（ADR）	：	F1
特別規定（ADR）	：	640C
少量規定 （ADR）	：	5l
適用除外量 （ADR）	：	E2
梱包指令(ADR)	：	P001
特別包装規定（ADR）	：	PP1
混合物包装規定（ADR）	：	MP19
ポータブルタンク及びばら積みコンテナ指令(ADR)	：	T4
ポータブルタンク及びばら積みコンテナ特別規定(ADR)	：	TP1, TP8
タンクコード	：	L1, 5BN
タンク輸送用車両	：	FL
輸送カテゴリー	：	2
輸送特別規定-操作(ADR)	：	S2, S20
危険物コード	：	33
オレンジプラカード	：	
トンネル制限コード（ADR）	：	D/E
EAC コード	：	·3YE

海上輸送

国連番号（IMDG）	：	1866
品名（IMDG）	：	RESIN SOLUTION

容器等級(IMDG)	:	II
危険物輸送分類 (IMDG)	:	3
危険物ラベル (IMDG)	:	3
	:	
Class (IMDG)	:	3
制限された数量(IMDG)	:	5 L
適用除外量 (IMDG)	:	E2
梱包指令 (IMDG)	:	P001
特別包装規定 (IMDG)	:	PP1
IBC (容器方法：IMDG)	:	IBC02
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	:	T4
輸送特別規定-タンク(IMDG)	:	TP1, TP8
EmS 番号 (1)	:	F-E, S-E
積載区分 (IMDG)	:	B
緊急時応急措置指針番号	:	127;128

航空輸送

国連番号 (IATA)	:	1866
品名 (IATA)	:	Resin solution
容器等級 (IATA)	:	II
危険物輸送分類 (IATA)	:	3
危険物ラベル (IATA)	:	3
	:	
Class (IATA)	:	3
特別管制区 (PCA) 適用除外量 (IATA)	:	E2
特別管制区 (PCA) 数量限定 (IATA)	:	Y341
特別管制区 (PCA) 数量限定物の最大積載量(IATA)	:	1L
特別管制区 (PCA) 梱包の手引き(IATA)	:	353
特別管制区 (PCA) 最大積載量(IATA)	:	5L
貨物機専用(CAO)包装手引き	:	364
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	:	60L
特別規定 (IATA)	:	A3
ERG ｺｰﾄﾞ (IATA)	:	3L

海洋汚染物質 : いいえ

緊急時応急措置指針番号 : 127;128

国内規制

海上規制情報	:	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	:	航空法の規定に従う。
その他の情報	:	規制されていない。

15. 適用法令

化審法	:	第２種監視化学物質（法第２条第５項）
労働安全衛生法	:	第２種有機溶剤等（施行令別表第６の２・有機溶剤中毒予防規則第１条

		第１項第４号） 作業環境評価基準（法第６５条の２第１項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法５７条１、施行令第１８条） 危険物・引火性の物（施行令別表第１第４号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２、施行令第１８条の２別表第９） キシレン （政令番号 ： 136） (5%未満) 酢酸エチル （政令番号 ： 177） (20 ~ 30%) シリカ （政令番号 ： 312） (5%未満) エタノール （政令番号 ： 61） (20 ~ 30%)
消防法	：	第４類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第２条第７項危険物別表第１・第４類）
悪臭防止法	：	特定悪臭物質（施行令第１条）
大気汚染防止法	：	特定物質 （法第１７条第１項、政令第１０条） 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第９次答申） 有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第９次答申） 自主管理指針対象物質（環境庁通知） 揮発性有機化合物（法第２条第４項）（環境省から都道府県への通達） 揮発性有機化合物 法第２条第４項（平成１４年度ＶＯＣ排出に関する調査報告）
海洋汚染防止法	：	危険物（施行令別表第１の４） 有害液体物質（Ｙ類物質）（施行令別表第１） 有害液体物質（Ｚ類物質）（施行令別表第１）
外国為替及び外国貿易法	：	輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」 輸出貿易管理令別表第１の１６の項 輸出貿易管理令別表第２（輸出の承認）
船舶安全法	：	引火性液体類（危規則第２，３条危険物告示別表第１）
航空法	：	引火性液体（施行規則第１９４条危険物告示別表第１）
港則法	：	その他の危険物・引火性液体類（法第２１条第２項、規則第１２条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	：	車両の通行の制限（施行令第１９条の１３、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第１２号・別表第２）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	：	廃棄物の有害成分・法第２条第１項第１号イに規定するもの（平１０三省告示１号）
水道法	：	有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１）
化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法）	：	第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１） キシレン （政令番号 ： 80） (2,8%)
労働基準法	：	疾病化学物質（法第７５条第２項、施行規則第３５条別表第１の２第４号１） 感作性を有するもの（法第７５条第２項、施行規則第３５条別表第１の２第４号、平８労基局長通達、基発第１８２号）
じん肺法	：	法第２条、施行規則第２条別表粉じん作業
建築基準法	：	化学物質の建築材料への使用規制（法第２８条の２の３、令第２０条の５）

16. その他の情報